

東京都ダンススポーツ連盟  
会費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、東京都ダンススポーツ連盟（以下「本連盟」という）規約第7条に定める入会金及び会費について定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 本連盟に入会する場合の入会金は、1000円とする。  
但し、本連盟規約第6条第1項記載の加盟団体の会員、PD会員、JDSF会員サービスセンターを経由して入会した会員及びJDSFブレイキン会員からは、入会金の徴収をしない。

(会費)

第3条 本連盟の会員の会費は、年額1000円とする。  
但し、2018年10月1日以降にJDSF会員サービスセンターの利用を開始する会員の会費は年額2000円とする。  
2 本連盟の会員で、JDSFブレイキン会員の会費は、年額1000円とする。

(選手会費)

第4条 本連盟の会員で、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟全日本ダンススポーツ統一級の選手登録をしている者は、年額1000円の選手会費を納めるものとする。  
但し、当分の間JDSF会員サービスセンターを経由して選手登録をしている者からは選手会費の徴収をしない。

(事務手数料)

第5条 本連盟の会員で、本連盟規約第6条第1項記載の本連盟直接所属の会員は、次のとおり、管理事務のため、事務手数料を支払うものとする。但し、PD会員、JDSF会員サービスセンターを利用する会員及びJDSFブレイキン会員からは、事務手数料の徴収をしない。  
(1) 非選手登録者 年額1500円  
(2) 選手登録者 年額2000円

(改定)

第6条 この規程の改定は、総会の決議によって行うものとする。

附則

この規程は、令和2年6月20日制定する。  
この規程は、2022年5月21日改定する。